

平成29年6月26日

(件名)

自家用有償旅客運送(福祉輸送)の更新登録について

(企画部市民協働課)

1 要旨

浜名学園組合の施設利用者送迎サービスについては、平成26年6月25日付の「湖西市地域公共交通会議」において、更新登録の申請について審議され、承認された。登録の有効期間が平成29年9月30日までとなっており、道路運送法の規定に基づき更新登録を行うために、湖西市地域公共交通会議の合意が必要であることから、地域公共交通会議における協議を依頼する。

2 更新登録の申請内容

登録有効期間(平成29年10月1日から平成32年9月30日)の運行継続申請を行う。

【自家用有償旅客運送(福祉輸送)の概要】

○ 運行事業者

浜名学園組合 管理者 湖西市長 影山 剛士

○ 運行事業者の概要

地方自治法第284条第2項の規定により、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設、生活介護、就労継続支援、短期入所及び地域生活支援事業に関する事務を共同処理するため、湖西市及び浜松市により構成される一部事務組合(特別地方公共団体)である。

○ 福祉有償運送の必要性

- (1) 組合施設がある場所は、最寄のJR新居町駅から約3キロ離れており、この間のバス路線はなく、徒歩の場合30分以上かかる等、公共交通機関の利便性が非常に悪く、利用者の通所にも不便を強いられる地域である。
- (2) 利用者の多くは徒歩を含めて単独での外出が困難な者が多い。
- (3) 施設利用者の通所時の利便及び安全を確保するためには、施設として送迎サービスの実施が不可欠である。
- (4) サービスの実施には、燃料費や車両の維持管理費等の経費が必要であるが、平成18年度から施行された障害者自立支援法のもとでは、厚生労働省令により利用者から負担金を徴収することが可能になったため、受益者負担の観点から経費の一部を利用者に負担していただくことにした。

○ 利用対象者

浜名学園組合が運営する浜名学園、浜名学園きぼう及び浜名学園なぎさ作業所を利用している知的障害者のうち会員登録を行った者である。

○ 送迎ルート

○ 送迎利用料金

- (1) 月額定額 片道 2,500円、往復 5,000円
- (2) 利用の際は、重要事項説明書により金額も含めたサービスの内容について利用者並びに保護者に説明し、同意を得たうえで契約を締結し徴収している。

○ 使用車両について

- (1) 10人乗りワゴン車及び車椅子リフト車（軽自動車含む）を使用。
- (2) 福祉有償運送運転者講習受講者が必ず乗務（運転又は添乗）する。
- (3) 任意保険にはすべて加入【対人対物補償無制限・搭乗者補償1000万で契約】
- (4) 登録車両数は6台で、うち5台を通常運行する。

○ 安全に関する配慮について

- (1) 運転者については、道路運送法施行規則による要件を満たしたものを選任している。
- (2) 運行管理の責任者として、道路運送法施行規則による要件を満たしたものを選任する。
- (3) 運行管理体制・事故処理連絡体制・苦情処理体制を敷いている。